清沢満之の少年時代に関する一考察

――名古屋の居住地とその時代――

木

忠

夫

はじめに

小稿では清沢満之の少年時代(一応、誕生から一六歳までとする)においる西村見暁『清沢満之先生』(一九五〇年、法蔵館)、吉田久一『清である西村見暁『清沢満之の少年時代(一応、誕生から明治十一年までの間の満之の校トナル。」と記しているから、誕生から明治十一年までの間の満之の校トナル。」と記しているから、誕生から明治十一年までの間の満之の校トナル。」と記しているから、誕生から明治十一年までの間の満之の校トナル。」と記しているから、誕生から明治十一年までの間の満之のが下すが、このでは、満之自身がそれをあまり語っていない。満之の代表的な評伝である西村見暁『清沢満之先生』(一九五〇年、法蔵館)、吉田久一『清で述べて、満之が育った徳永家の生活状況にも言及する。満之は「就学期における居住地の移動とその時代について述べる。そして、明治初年の激動が高されていては、満之自身がそれをあまり語っていない。満之の代表的な評伝である西村見時『清沢満之先生』(一九五〇年、法蔵館)、吉田久一『清で述べて、満立の目の書である。

(中区橋二丁目)に所蔵されている史料(以下「崇覚寺史料」と略)。永世禄の石高を記載(徳川林政史研究所蔵)。(オ)徳永家の菩提寺崇覚寺年一月前後の、尾張・三河の士族の江戸時代における封禄相続の年月日、ウ)は愛知県庁文書(愛知県公文書館蔵)。(エ)『尾参士族名簿』(明治八ウ)は愛知県庁文書(愛知県公文書館蔵)。(エ)『尾参士族名簿』(明治八

出生地と居住地の移転

での考察は後記する。 での考察は後記する。 での考察は後記する。。 での考察は後記する。。 (1) 一次蔵事での間に居住地は少なくとも次の三か所は移転した。(1) 一次蔵事での間に居住地は少なくとも次の三か所は移転した。(1) での考察は後記する。 (2) その後明治七年(一八七の考察は後記する。) (3) 明治十一年には、新出来町二丁目一九番に居出生地は東黒門小路にあった黒門組屋敷である。(2) その後明治七年(一出生地は東黒門小路にあった黒門組屋敷である。(2) その後明治七年(一八七の考察は後記する。

屋第一大区第七小区南鍛冶屋町百番邸に居住している ⑷。 三か所を移住して後、明治十七年(満之二一歳)当時に、父永則は名古

(1) 満之出生地。

小路)沿いに立礼が立っている。われる。現在、黒門町七一の杉本千鶴子氏宅の前の道路(旧称、東黒門やれる。現在、黒門町七一の杉本千鶴子氏宅の前の道路(旧称、東黒門文久三年六月二六日、現 名古屋市東区黒門町八十一に出生したとい

清沢満之出生地

大久三年(一八六三)尾張藩士徳永永則の長男としてこの地文久三年(一八六三)尾張藩士徳永永則の長男としてこの地文の青年に信仰を説くとともに、本郷の浩々堂を設け、「精大の青年に信仰を説くとともに、本郷の浩々堂を設け、「精大の青年に信仰を説くとともに、本郷の浩々堂を設け、「精大の青年に信仰を説くとともに、本郷の浩々堂を設け、「精神界」を発刊、新しい精神運動を始めた。門下から佐々木神界」を発刊、新しい精神運動を始めた。門下から佐々木神界」を発刊、新しい精神運動を始めた。門下から佐々木神界」を発刊、新しい精神運動を始めた。門下から佐々木神界」を発刊、新しい精神運動を出た。

名古屋市教育委員会

る。同史料には次ぎのような例が居住地として記されているが、いずれには「建中寺東 御黒門組屋敷」と称する組屋敷に居住したと判断でき永家は文化一三年(一八一六)以前から嘉永五年(一八五二)以降までの間が居住した組屋敷があった場所を探ってみる。崇覚寺史料によれば、徳ごの立札が示す満之出生地を確定するために、それに先立って徳永家

も同一場所を指すと判断できる。

- 1 建中寺東 以前からの居住地。 組屋敷ー徳永家初代栄蔵が没した文化一三年六月五日
- 2 建中寺東 (一八二一)五月二六日の居住地。 御黒門組屋敷-二代徳永忠右衛門が没した文政四年
- 3 建中寺東組-三代徳永忠左衛門妻(満之祖母)が没した嘉永五年九 月二九日の居住地

き払うことがなかったと推定すれば、 屋敷に居住したと推断できる。 き続いて住んだことになる。すると、満之が出生した文久三年にも同組 は家屋敷を引き払わねばならなかった ⑸ 徳永家が転役、退役して引 るから、現代法律上の私有不動産ではなかった。だから転役、退役の時 組屋敷は被下といい拝領といわれるが、官舎の性質をもったものであ 右例の建中東寺組屋敷は、その地域に位置する組屋敷の総称である。 「建中寺東 御黒門組屋敷」に引

門小路という地名はそれらの組屋敷が存在していたことを示している。 住した地名を記載した『尾参士族名簿』⑺を援用して確認しよう。 る。文久二年分限帳によると、御持筒組同心は一一二名で構成されてい 黒門組屋敷は二ノ丸御黒門の守衛に当たった御持筒粗の組屋敷であ 次に満之出生地が東黒門小路にあったことを、杉本家が明治八年に居 四組に分かれた(⑤)。東黒門小路・西黒門小路・南黒門小路・北黒

第一大区六小区東黒門小路十一番居住

元名古屋藩士族

養父源八郎

永世禄七石六斗 士族杉本勘一郎

文久三年十月十七日源八郎死去跡家督相続 八年一月三十三歳二ケ月

∜ 用门相相数

清沢満之の少年時代に関する一考察

史料1

=

一四

入された。 の新郡区編制によって決定された時(『、「東黒門小路」は黒門町に編 管内を六大区九〇小区に区分した(®)。明治八年(一八七五)には杉本家 たる。 「黒門町」という町名とその区域の範囲が明治十一年 (一八七八) 今日まで同家は同地に存続しており、それは現居住地「黒門町71」にあ は「大一大区六小区東黒門小路十一番」に居住していたのである。以来 明治五年九月「愛知県区画章程」を制定して大区小区制を採用して、

の東側の境である狭い通路に接していた。 出生地はその宅地に比定できる。徳永家は杉本家に隣接したといわれる 地籍図 (杉本千鶴子氏談)から、東黒門小路にあったのであり、その地は杉本家 満之の出生時の地名を示す立札の「黒門町八十一」は、 黒門町」に記載されている「八十一番 宅地」と一致するから 「明治十七年

れぞれを挟んだ両側に、当時は黒門組屋敷が並んでいたのである。 に走る、巾二、三メートルの小道である。東黒門小路・西黒門小路のそ 屋敷の境目であったと思われる。西黒門小路は東黒門小路の西方を南北 弱の細い通路がその小路と東西に交差している。それは多分、各々の組 なんとなく想像させるようである。見落としてしまいそうな二メートル 音と全く隔たった落ち着いた気分が感じられる。組屋敷時代の雰囲気を の通行もむずかしい小道である。その閑静な路上に立つと、市街地の騒 東黒門小路は巾二、三メートルほどの小道で南北に通じており自動車

年(一七九三)の頃一般に足軽の称呼が同心に改められ、元の同心が与力 ど下級士族が住む地域一帯の中にあったことが判る。尾張藩では寛政五 の地名がその場所を示す。だから満之の出生地は尾張藩の同心(足軽)な で占められていた。すなわち、阿部小路、百人組・東黒門小路・西黒門 または「組屋敷」という語を使用する。 と改められた (2) から、小稿では「同心」または「組員」、 小路・木曽組・新組(北新組・南新組)・持筒組(黒門組)・御先手組など 「同心屋敷

百 人 町 建中寺 阿部小路 東黒 西黒門小路 組會木 M **小路** 教順寺 墓ヤシキ 生駒 ヤシキ 組 新 Ħ 組 自然院 # 畑 卍 井 筋 町 ~悪水落

黒門町図

図 2

次に [図2 **黒門町図**](【名古屋市史】地理編、名古屋市役所、大

建中寺の東方の地域一帯の大部分は、藩士下屋敷、手代や同心の屋敷

正五年)を掲載して、建中寺東方の主な組屋敷の配置を示そう。

[図2]は明治十一年黒門町に統合編成される以前の地名である。

(1) 畑中は徳永家が東黒門小路から転居した所の地名([史料2] 参

- (2)新組南之筋(南新組屋敷)は満之の手習師匠渡辺圭一郎宅(私塾「不 怠堂」)があった地名([史料3]参照)。
- 3 阿部小路は阿部石見守下屋敷の西側の道路。
- (4)木曽組は、木曽山林の運搬に従事した錦織奉行の同心屋敷である。

(イ)組屋敷の一戸あたりの地積

足軽十人分屋敷の地積は一一四〇坪で(2)、一戸あたり一一四坪である。 例を挙げると、後藤彦左衛門(鉄炮頭)が寛文八年(一六六八)に拝領した 坪は道代(袋小路の中央の道路)」とある。これと同じ地積の同心屋敷の 渡し規定の内、下士及び軽輩については、(中略)御足軽 百拾四坪内四 明であるから、他の史料から推測するほかはない。足軽屋敷は【尾州御 したがって、徳永家宅地も一〇〇坪前後であったと推測できよう。建物 定書』には「表口五間半 褒弐拾間」とあり、それに道代を加えると一 一四坪とある。また新見吉治氏の紹介(コ)によれば、「尾張藩新屋敷割 徳永家の屋敷の広さはどれだけあったか。それを示す図面の所在が不

ら大いに参考になる(3)。

た、 古川筋一丁目 二百八十二番 春日井郡大曽根村飛地畑中」である。ま 東黒門小路から移転していた。移った先は、 (2)明治七年(一八七四)一〇月には、徳永家は初代栄蔵以来居住した [史料2]によってその時の家族構成が明らかになる。 一第一大区六小区新出来町

録である。名古屋県で明治五年に壬申戸籍と通称される戸籍が編製され 住地に従って編成しようとした。[史料2]は壬申戸籍を基礎として作 て、旧来の華族・士族・平民などといった族籍別の戸籍に代わって、居 本史料は明治七年(一八七四)一〇月における徳永家の戸籍に関する記

成された「士族別」の名簿である。

家族それぞれの出生年月日、満年齢等が記されている。

(ア)満之の家族について。

の通りである。 [史料2]の中の「永則」に関する貼り紙と欠字部分などを補うと次

士族

先代忠左衛門 嘉永五年子十月家督

永世禄七石六斗

旧称満三郎改栄蔵事

永則は天保五年(一八三四)五月五日生まれであるから四〇歳五か月、

黒門町11)が当時の黒門組屋敷の遺構をよく保存しているといわれるか

は当時一般的であった萱屋であったろう。前記の杉本千鶴子氏邸(東区

「明治七年十月徳永永則士族別簿(『旧名古屋士族別簿』」)

母「た起」は天保一四年三月二五日生まれであるから三一歳七か月にな 「満之助」 (満之の幼名)の誕生は文久三年(一八六三)六月二三日で

あるから、一一歳四か月になる。満之助は父が三〇歳、母が二一歳の年

れで、満之助とは年子である。 齢の年に誕生した長男である。長女「ゑつ」は元治元年(一八六四)生ま

四歳でそれまで祖母に可愛がられていたというい。 こで没した(5)。「まつ」が慶応二年(一八六六)に死去した時は満之が 黒門小路のすぐ北方に位置する渡辺半蔵百人組屋敷に居住していて、そ **要で、本妻の「もよ」は嘉永二年自死した。「まつ」は東黒門小路・西** いう(エ)。崇覚寺史料によると、「まつ」は満之助の祖父忠左衛門の後 「ゑつ」が誕生したので、満之助は祖母「まつ」の家で養育されたと

が判る。 助が明治七年の生まれで五か月の赤子である。当時徳永家は子供四人の 代忠左衛門から黒門組同心の家督を相続してその封禄を与えられたこと 六人家族であった。なお永則は嘉永五年(一八五二)一〇月、一九歳で先 次女「志やう」が明治二年(一八六九)生まれで五年四か月、次男金之

(イ)居住地名等について。

〇「第一大区六小区新出来町古川筋壱丁目」

大区とし、それは九小区に分割された。その時新出来町は第一大区六小 戸籍法の施行によって明治七年には、名古屋と熱田とを合併して第一

れたのでその道筋を古川筋と呼んだ。 区に編入されることになった。また [図2] に記載されている他の町名区に編入されることになった。また [図2] に記載されている他の町名区に編入されることになった。また [図2] に記載されている他の町名区に編入されることになった。また [図2] に記載されている他の町名区に編入されることになった。また [図2] に記載されている他の町名

〇「春日井郡大曽根村飛地畑中」

水落)があった。現況からはその痕跡をたずねることは不可能である。郎宅)に極めて近い。畑中に接する浄妙寺との間には古川筋(図2では悪2 黒門町図] 参照)。その地は満之が通った塾である不怠堂(渡辺圭一は開墾されて名古屋新田の畑地となった土地である可能性が高い([図徳永家の居宅地は大曽根村の飛地である「畑中」にあった。「畑中」

〇「水崎伊助扣屋敷借宅居住」

「畑中」は現(東区豊前町の地域内にあったのであろう。

れがないので借宅したのである。ち、水崎伊助がその扣屋敷の私有権を認められていたが、徳永家にはそち、水崎伊助がその扣屋敷の私有権を認められていたが、徳永家にはそでいた。借宅であるから地子を水崎伊助し納入したはずである。すなわ明治七年には、徳永家は「水崎伊助」が所有する扣屋敷を借りて住ん

「史料2」には、「借宅居住」と記され、そして宅地の私有権を保証で対る。「沽券金」の記載を欠いている。文化年間以来黒門組屋敷を拝借しする「沽券金」の記載を欠いている。文化年間以来黒門組屋敷を拝借しする「沽券金」の記載を欠いている。文化年間以来黒門組屋敷を拝借しまりする。

渡辺圭一郎・杉本勘一郎は「明治十七年地籍図 黒門町」に「地主代表」が、それを払い下げられたので私有権を持つ地主になった。付言すれば、(坪〇・二九円)である。圭一郎は新組と称する組屋敷を拝借していた、土 の の の の の の の 当主である (窓)。「第一大区圭一郎は満之が幼少時に学んだ不怠堂の当主である (窓)。「第一大区

として認印を押しているから黒門町の最有力者であったろう。

(工)「丙辰組」

ることになる。
次に徳永家は前記の新出来町古川筋壱丁目から新出来町二丁目へ移転す組にして伍長を置いた(ミン)。徳永家は丙辰組の五戸の内の一戸であった。明治七年四月には、小区には戸長二名、各町に副戸長一名、五戸を一

た崇覚寺蔵の過去帳に、(3)諏訪義譲氏は、昭和三五年(一九六〇年)に、当時は閲覧を許され(3)諏訪義譲氏は、昭和三五年(一九六〇年)に、当時は閲覧を許され

士族 徳永永則次男 五年一ケ月明治十一年五月十五日 稚心童子 第一区新出来町二丁目十九番地

に依ってその説を確かめた。川空華師の「先生の実家と予の寺とは半町を相隔てたるのみ」という言この年は満之が一五歳一一か月であった。そして同氏は、覚音寺住職小とあることを根拠にして、同年にはその地に居住したと判断した(2)。

永家の所在地との間の距離を実測したところ約五五メートルであるから治十七年地籍図 新出来町」(愛知県公文書館蔵)によって、覚音寺と徳はバス道路が新しく拡められた北側であります。これこそ空華師が半町はバス道路が新しく拡められた北側であります。これこそ空華師が半町はがス道路が新しく拡められた北側であります。これこそ空華師が半町はバス道路が新しく拡められた北側であります。

徒として得度(法名釈賢了)、三月東本願寺育英教校に入学したことに表てみたいのであります。」と強調した。この機縁は、満之が覚音寺の衆る機縁を深めたもので、私は見逃してならない重要な事実として指摘し諏訪氏が「徳永家が覚音寺に近接していたことは、(満之が)仏門に入「半町を相隔たる」という空華師の指摘が正しいことが確認できた。

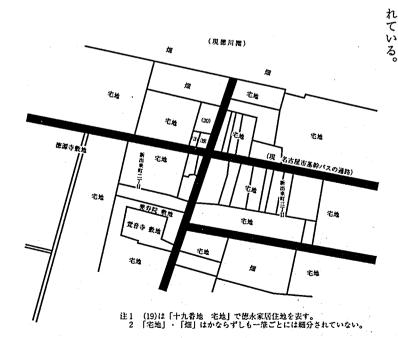


図 3 明治11年(1878)における徳永家居住地(19) 原図 「明治17年地籍図 新出来町」

[図3]には覚音寺は「新出来町二丁目七十一番 覚音寺敷地」とあり、徳永家居住地に比定される所は「新出来町二丁目十九番地 宅地」は「三拾七坪三合九勺」である。それは、その付近の宅地では最も地」は「三拾七坪三合九勺」である。それは、その付近の宅地では最も地」は「三拾七坪三合九勺」である。それは、その付近の宅地では最もでいる。徳永家の位置は覚音寺の東側の道路を北進して名古屋市基幹バスの通路と交差する地点の北西の角で、現、喫茶レストラン ドルヒンスの通路と交差する地点の北西の角で、現、喫茶レストラン ドルヒンスの通路と交差する地点の北西の角で、現、喫茶レストラン ドルヒンスの通路と交差する地点の北西の角で、現、喫茶レストラン ドルヒンスの通路と交差する地点の北西の角で、現、喫茶レストラン ドルヒンスの通路と交差する地点の北西の角で、現、喫茶レストラン ドルヒンが占める一画の一部に含まれる。

推測できる。

一 明治維新期における尾張藩下級士族の経済生活

この支給家禄の削減が順次すすめられた(3)。 て名古屋藩知事徳川慶勝、同権知事松平義生は職を免ぜられ、名古屋藩知事徳川慶勝、同権知事松平義生は職を免ぜられ、名古屋藩 はれることになった。二〇石未満が全体の八五パーセントを越えており、されることになった。二〇石未満が全体の八五パーセントを越えており、されることになった。二〇石未満が全体の八五パーセントを越えており、されることになった。二〇石未満が全体の八五パーセントを越えており、名古屋藩 明治四年(一八七一)七月一四日、廃藩置県が断行された。この日をもっ

が、明治六年の家禄奉還制度の制定によって「永世禄七石六斗」と決め徳永家の石高は明治二年の改正禄によっておそらく二二俵となった

の窮乏が際立ってきた。七石六斗を支給された徳永家も同様であったとントを占めたから、過半の士族の家禄の零細化が促進されて彼らの生活で支給されたと考えられる。七石六斗は旧名古屋士族の七二・五パーセられた(3)。明治六年の石代相場に換算して、半分は現金、半分は公債

職・桶職・麻褒草履職・箸座職(箸を作る職人)・金網職・竹箸職(たけ 町・新出来町周辺の組員の中の二七名の職業を『旧名古屋県終禄身別 は明治三年に帰田が奨励されたことと関係があろう(マ)。左官職・指物 円五八銭となり、一二月には一二円という未曾有の現象となった (8)。 明治一〇年からインフレの進行はかれらの困窮を深刻なものにして、大 息はわずか三八円八五銭になる。この利息は九年からの地租の計算の基 方法によって生活費を獲得せざるをえなかった。明治一〇年ころの黒門 多数の下級士族の没落が急速にすすんだ。明治一〇年名古屋物価は、米 礎となった一石当たり米価四円八七銭で換算すれば、わずか米八石程度 五五円の公債証書を受け取ったと考えられる。年利七分であるから、 簿』から任意にピックアップすると、農業が一一名と比較的多い。それ 一石が三円四九銭であったのに比べて、一三年四月には空前の高値一〇 であるから、公債利子のみで生活を維持することは困難であった(窓)。 を一石あたり五円二二銭一厘二毛換えの三九円〇七銭で一四か年分の五 このような経済状況の変動下において、一〇石未満の下級士族は他の 明治八年の秩禄処分によって金禄が実施された時、徳永家は七石六斗

たので、茶の行商をして生活費に当てたのであった。 であったかどうかは確かめられないが、生活か困窮していたに移り竹駕篭でお茶を売ってあるかれたのを覚えている」とある(83)。 「足軽の頭」であったかどうかは確かめられないが、生活か困窮していたので、茶の行商をして生活費に当てたので、新出来町から東別院の近業されるまではたいへん苦しい生活をされて、新出来町から東別院の近常と称が、上活か困窮している。

すことはできないであろう。

さの人格形成にどのように影響をしたかは、難しい課題であるが見過ごめ・経済的変動が少年時代の満之の目にどのように映ったか、それが満変が著しく、経済生活が困窮したのは一般的であった。このような社会変が著しく、経済生活が困窮したのは一般的であった。このような社会以上のような明治維新期の変動の渦中において、下級士族の生活の急

三 少年期の満之をめぐる人々

(ア)渡辺圭一郎

[史料3]明治七年十月渡辺圭一郎士族別簿

芷		沽券代価三十二円	
建物 十坪	一 独	一 宅地 百八坪	
		寺当所筒井町日蓮宗情妙寺	
		氏神春日社	,
(日六・日×日〇日)		(裏)	であるが見過ご
一年一月 廿七日生 明治六年癸酉九月	みつ	三女	にか、それが満
三年八月 明治四年辛未二月	て以	次女	工族の生活の急
六年五月 廿九日生 明治元年戌辰五月	h 5	長女	位か困窮している」とある ^{(窓)。}
廿九年八月 一日生 一日生	きぬ	当界士族 鈴木清光妹 麥	から東別院の近 元生が大学を卒
甲戌九月三十五年六月 下保十年乙亥4月	渡辺圭一郎	(印)	永則は)尾張藩
		永世禄七石六斗 先代圭八亡	に者などがあっ
		士族	平九月陸軍一等
	子組	三番地居住	て糸繰りをした
	(印)	第一大区六小区新組小路南之筋)など、そして
			; ; ;

満之が書いた「漫録」という日記の巻末に「就学履歴概略」がある(西 動生には寺小屋入りをした)二月初午の節より手習師渡辺圭蔵(圭一郎の 初午には寺小屋入りをした)二月初午の節より手習師渡辺圭蔵(圭一郎は号 まり)氏に付専ら書を学び傍ラ読書ヲ稽古ス」とある。渡辺圭一郎は号 を清泰といゝ、鈴木重遠という人の門下、又和歌をよくしたという。そ の塾は不怠堂といい黒門町にあった。日蓮宗の熱心怠ける信者であった の塾は不怠堂といい黒門町にあった。日蓮宗の熱心怠ける信者であった の塾は不怠堂といい黒門町にあった。日蓮宗の熱心怠ける信者であった の塾は不怠堂といい黒門町にあった。日蓮宗の熱心怠ける信者であった の塾は不怠堂といい黒門町にあった。日蓮宗の熱心怠ける信者であった

菩提寺はすぐ近くの日蓮宗情妙寺(現、東区筒井町4-3)であった。た。入塾した年は圭一郎は三五歳で、要と三人の娘の五人家族であった。行は同心屋敷の平均的の広さであった。建物は一〇坪で萱ぶきであっけ、一〇年に共に黒門町に編入されたのである。宅地面積は一〇八坪で、新組は尾張藩同心屋敷で、南之筋と北の筋の小路の両側に並んでいた。満之が入塾した明治三年には、不怠堂は「新組小路南之筋」にあった。

(イ)杉本勘一郎

寺の老僧が隠居していた川名村(現 昭和区)の道場において得たとあ四の小幅である。由緒書によれば、勘一良はこの名号を明治五年に覚音(実如筆と推定)見事な六字名号が仏壇に奉懸されている。四〇×一七(実如筆と推定)見事な六字名号が仏壇に奉懸されている。四〇×一七の主一郎と共に黒門町地主総代として、「明治十七年地籍図 黒門町」・東黒門小路時代の徳永家の西隣に杉本勘一郎家があった。勘一郎は渡

どはその感化によったであろうと推測できる。音寺の檀家総代を勤めたというから、満之が衆徒として得度したことな宗の篤信者であったようで、杉本千鶴子氏談によれば満之の時代には覚る。また大谷派一九世門主乗如判の正信偈などを所蔵する。勘一郎は真

まとめ

の中の一形態であろう。

影響力を及ばした人々について研究したい。次 寺小川空華師・杉本勘一郎氏など満之に接して 遺された形見のやうにおもはれる。」(※)と、母 られたさうである。先生の信心は、この母上の れ、 ると、熱心な真宗の信者で常に聞法につとめら からなかったが、先生の令妹松宮鐘子様より承 の感化の偉大さを述べた。今後はさらに、覚音 ように影響したかが、課題として残された。 (イ)浄土真宗の教えが少年時代の満之にどの 敏『清沢先生小伝』に「母上にはおめにか はっきりわからぬ、 わからぬと苦にしてを 暁

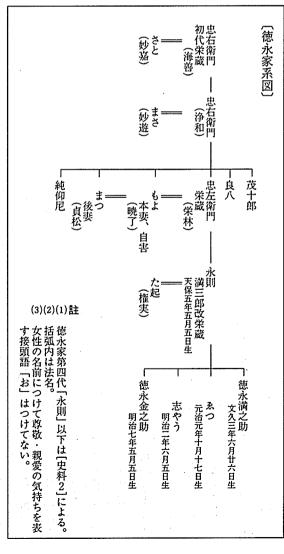
ぎに重要なことは、当時の真宗大谷派名古屋別

間接的に大きな感化を与えたに違いないからである。 院の教化活動の内容も明らかにして、尾張の真宗門徒のありようを具体 的に叙述することである。その理由は、それが少年時代の満之に直接的、

付記 徳永家系図について

に記されている「徳永家五代間系図」を示している。(前掲『清沢満之 西村見晩氏は既に、 満之が明治二三年に記録した『病床左録』の終り

謝意を表する。



先生」一六ページ)。表1はその系図を補うために崇覚寺史料・前掲[史

料2]を活用して作成した。 千鶴子氏には同家の諸法宝について懇切な御教示をいただいた。ここに 下級士族について、 崇覚寺住職水谷 巍師には所蔵史料について、加藤英俊氏には尾張藩 蟹江和子氏には愛知県庁文書の調査について、

- (1) 西村見晩【清沢満之先生】(法蔵館、一九五一年)二二、二三ページ。
- 暁鳥 敏が「清沢満之先生小伝」(「清沢満之先生の文と人」前掲註1 させていただく。」とある。 ばよいと、ただその後に来る完全な伝記の一材料としてこの小伝を提供 先生を書いた後、それらを総合して大先生の多面的の全伝ができあがれ けないのだという感がしきりである。門弟の誰彼が各々自分のだという む、三九一ページ)に、「むき終わってみると、やはり先生の伝記はむ
- 3 満之の父方の従弟大井清一氏の談(前掲1售、一九ページ)に「(父永則 町から東別院の付近に転居したことも推測できる。 竹籠でお茶を売ってあるかれたのを覚えている。」とあるから、新出来 氏は)たいへん苦しい生活をされて、新出来町から東別院の近くに移り
- 4 「隠居家督相続届」(「清沢満之全集 第一巻」法蔵館、五〇七ページ)

名古屋区南鍛治丁百番邸同居

徳永永則 天保五年甲午五月五日生

徳永満之 文久三年発亥六月廿六日生(下略)

(5) 新見吉治 「下級士族の研究」 (一九七九、巌南堂)三三四ページ。

- 6 前掲5皆五七ページ。また『旧名古屋県終身禄別簿』に、東・西・南 北の黒門小路組屋敷同心について記載されている。
- (7) 【尾参士族名簿】〇〇〇2-11。
- 8 「新修 名古屋市史」第五巻(名古屋市、二〇〇〇年)九ページ。
- 黒門町が明治十一年に編成される以前の旧町名は、西黒門小路、東黒門 大曽根村飛地畑中である。 小路・阿部小路(阿部石見守下屋敷があった所)・木曽小路・新組小路・
- 前掲注5 掛九三ページ。
- 前掲注5售、補遺七五ページ。
- 青木忠夫・原 誌』23巻1号一九九四年、東邦学園短期大学)一五五ページ。 昭午「名古屋新田 寛文御用留」(「研究紀要 東邦学
- <u>13</u> 一黒門町杉本 広家の住宅と家屋配置図」が、水野時二『古井村の変遷

- (4・16) これについて暁鳥 一敏の記録がある(前掲1曹、二〇ページ)。 誌】(二〇〇四年、光専寺 加藤祐伸、二〇三ページ) に載っている。
- <u>15</u>

慶応ニ丙寅四月十四日 尼貞松 百人組 徳永栄蔵母

- 18 17 前掲注8書、九・一一ページ。 拙稿「大曽根町屋敷の免定」(『もりやま』20号、二〇〇一年、守山郷 土史研究会)六二ページ以下。
- 19 前掲注8書、三二ベージ。
- 前掲注1曹、二三ページに、「先生(満之)八歳の時明治三年二月初午の 日から、手習師匠渡辺圭一郎(圭蔵は誤)について習字と読むを習われ た」などと記してある。
- 21 前掲注8書、一二ページ。
- 22 諏訪義譲「名古屋の生める清沢満之」(『中外日報』 一七三〇八号、昭 和三五年一〇月三〇日)。
- (33)・(24) 前掲注8曹、三六ページ。
- 前掲注8書、三八ページ。
- 26 25
- **【総合名古屋市年表 明治編】一九六一、名古屋市会事務局一六九ページ。**
- 帰田届の一例を拳げる(小塚家文쁩、丹羽主税氏写)。

尾張国愛知郡名古屋第一区内四拾八番居住

寺尾孫十郎

寺尾小弥太 未六拾八歳

未六拾五歳

(以下、兄弟二・姉妹三・叔父・叔母の名は略)

相届申上候、 右者帰田願之上当国愛知郡石仏村之内戌新田江全戸移住仕候間、此段

明治四年辛未十二月廿七日

第一区戸長 御中

(28) 前掲注1眥、一九ページ。

- (29)・(30) 前掲注1、二二・二三ページ。
- 31 前掲注5曹、三三七ページ。
- 前掲注1呰、一九ページ。